

農地中間管理事業に係る農用地等の借受け希望者の募集要領

(目的)

第1 この要項は公益社団法人大分県農業農村振興公社（以下「公社」という。）が農地中間管理権を取得した農用地等の貸付について、借受けを希望する者（以下「借受け希望者」という。）の募集に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(借受けの対象となる農用地等の区域)

第2 借受けの対象となる農用地等の区域は、市町村又はこれより小さい地域とし、当該市町村の意見を聞いて定める。

(募集の方法)

第3 借受け希望者の募集は、次の方法により行うものとする。

- (1) 公社のホームページへの掲載
- (2) その他適切と思われる方法（市町村広報誌・農政課窓口等）

(募集の時期)

第4 借受け希望者の募集は、原則、年6回偶数月（4、6、8、10、12、2月）に行うものとし、募集期間は30日以上とする。ただし、市町村との協議により必要があると認められる場合は、上記の期間に係わらず、追加して募集を行うことができるものとする。

(応募の条件)

第5 借受け希望者は、次に掲げる全ての要件を満たす者とする。

- (1) 公社から借受ける農用地等について、その全てを効率的に利用して耕作または養畜の事業を行うと認められる者であること
- (2) 当該農用地等を原則として10年以上借り受けて、農業生産活動を行うことができる者であること
- (3) 第9に定める募集結果の公表について、同意した者であること

(応募方法)

第6 借受け希望者は、借受け申出書（参考様式1-1）に必要事項を記入の上、次の方法により応募するものとする。

- (1) 借受希望農地の所在する市町村の農政担当課へ持参又は郵送する。
- (2) 公社が指定する電子メールアドレスへ送信する。

(申出書の有効期限)

第7 借受け申出書の有効期限は、当該募集の開始から2年間とする。

なお、応募から2年以上経過した者で、公社が農用地利用配分計画を作成する時点で本事業により賃借権の設定等を受けている者については、借受者として有効であることとする。

（但し、平成26年度第1回～4回公募の応募者については、「応募から2年以上経過した者」を「応募から1年以上経過した者」に読み替える。）

(申出の取り下げ)

第8 借受け希望者の募集に応募した者が、第6に定める申出書を提出した後、これを取り下げようとする場合は、参考様式1-2により借受け申出書を提出した市町村を通じて提出するものとする。

(募集結果の公表)

第9 公社は、次に掲げる内容等を整理し、これをインターネットその他適切な方法により公表するものとする。

- (1) 氏名又は名称
- (2) 当該区域内の農業者、区域外の農業者、新規参入者の別
- (3) 借受けを希望する農用地等の種別、面積
- (4) 借り受けた農用地等に作付けをしようとする作物の種別

(個人情報の取扱い)

第10 公社は、農地中間管理事業の実施に際して得た個人情報について、「個人情報の保護に関する法律」(平成15法律第57号)及び関係法令に基づき、適正に管理し、本事業の実施のために利用するものとする。

また、「農地中間管理事業の推進に係る法律」(平成25年法律第101号)による借受け希望者の公表、農用地利用集積計画、農用地等の借受け希望者への情報提供で利用するほか、集落等の合意形成や検討会での審査・検討、国・県及び市町への報告等で利用するとともに、これらの事業等の実施のために、以下の関係機関に必要最小限度内において提供する場合があるものとする。

【関係機関】

国、大分県、市町、土地改良区、農業委員会、農業協同組合、農地利用集積円滑化団体、一般社団法人大分県農業会議(大分県農業委員会ネットワーク機構)、大分県農業協同組合中央会、大分県信用農業協同組合連合会、全国農業協同組合連合会大分県本部、大分県農業再生協議会、大分県農業共済組合、大分県酪農業協同組合、大分県農業信用基金協会、大分県土地改良事業団体連合会、賃料支払・徴収金融機関、電算処理取扱機関

(附則)

この要領は、平成26年6月2日から施行する。

この要領は、平成27年6月25日から施行する。

この要領は、平成28年10月1日から施行する。